

家族みんなで交通災害共済に 加入しませんか？

7/1まで真室川町に住民票が登録されていれば、どなたでも加入できます！

※7/1以降、県外等へ転出の場合も共済期間内であれば見舞金の請求が可能です。

掛け金年額

400円

1日の治療でも見舞金が

2万円

死亡の場合は

100万円

共済期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日

見舞金請求の対象について

運転中、同乗中の車両事故（単独含）による怪我はもちろんの事、車両の走行に起因した怪我かどうかがポイントとなります。

（例）

・自転車の走行中に、歩行者を避けようとして転倒し、怪我をした。

等

事故に遭った場所や状況などによっては、請求対象外となることもあるので、まずは

【役場 町民課】までお気軽にお問い合わせください。

請求対象外について

- ①自殺 ②無免許運転（同乗者含） ③酒気帯び運転（同乗者含） ④故意的に起こした事故による怪我 ⑤盗難した車両で起こした事故による怪我 ⑥ひき逃げした本人がその事故で負った怪我

請求に関して

◎請求期間

事故発生日から1年以内

ただし、1等級に該当する方は事故発生日から2年以内

◎必要書類等

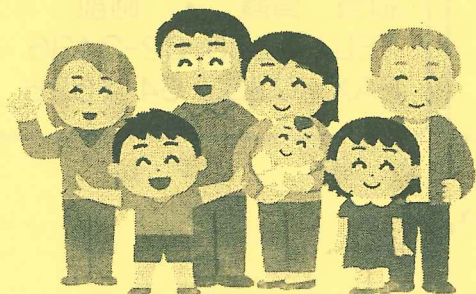
- ①請求書 ②会員証の写し ③交通事故証明書（コピー可） ④傷害の場合は診断書（コピー可） ⑤戸籍謄本（死亡の場合のみ） ⑥警察に届けておらず、交通事故証明書が取得できない場合、指定の交通事故確認書 ⑦通帳の写し ⑧印鑑

※指定の必要書類に関しましては、町民課窓口にてお配りしています。

交通事故に遭ったら

交通事故に遭った時は（自転車の転倒等含）、軽い怪我の場合でも最寄りの警察署（駐在所）へ届けてください。

警察署へ届けをしない場合、指定の交通事故確認書では最大6万円までの支給となります。



【連絡先】

真室川町役場 町民課 生活環境係

交通安全専門指導員 新田

TEL：62-2054（内線：237）

町ホームページ

